

# 東京トレッキングクラブ会則

1,989年4月制定

2,009年4月改定

## 第1章 総則

1. (名称) 本会は「東京トレッキングクラブ」(略称T. T. C. 以下本会という)と称し事務所を会長宅におきます。
2. (目的) 本会は地位、職業、性別に関係なく全会員が平等な人格を有する事を根本理念とし、年配者に適した安全で楽しい山行を通じて、自然に対する認識を深め会員相互の親睦を図ります。
3. (行事) 本会は次の行事を行います。
  - (1) 山行
  - (2) 会報の発行
  - (3) 例会その他の目的達成の為に必要な行事
4. (創立) 本会は1970年12月13日に創立されました。

## 第2章 会 員

1. (資格) 本会は満40歳以上の方で本会の目的に共鳴し会則に従う事の出来る者を会員とします。
2. (入会) 入会を希望する者は所定の手続きを行ったうえ、役員会の承認を得るものとします。
3. (退会) 退会の場合は届出を必要とします。  
新年度に入り二ヶ月を過ぎても会費の納入がない場合は退会とみなし、会員の資格を失います。
4. (名誉会員) 本会の発展に貢献があり役員会で推薦した会員は名誉会員に遇し、会費の徴収をしません。
5. (除名) 会員が次の事項に該当した場合は役員会で審議し除名します。
  - (1) 会則を守らず統制を乱したとき
  - (2) 会の名を汚す行為のあったとき

## 第3章 役 員

1. (種別) 本会は次の役員を置きます。  
会長 1名 副会長 1乃至2名 幹事 若干名  
会計監査 2名 保険担当 1名
2. (任期) 役員の任期は2年とします。但し再選も可とします。
3. (選出) 役員会において次期役員を推薦し、総会の承認を得るものとします。
4. (会長) 会長は会を代表し、会務を統括します。

5. (副会長) 副会長は会長を補佐し、会長故障のある時はその職務を代行します。
6. (幹事) 幹事は会長を補佐し、会の行事を分担して会務の処理にあたります。
7. (会計監査) 会計監査は随時会計を監査して、その結果を総会に報告します。
8. (保険担当) 保険担当はスポーツ安全保険の加入及び事故処理にあたり、振替口座は保険担当代表者の住所とする。

#### 第4章 運 営

1. (種別) 本会は会の運営のため、次の会合を開きます。
  - (1) 総会
  - (2) 役員会
2. (総会) 総会は会の最高議決機関で毎年一回4月に開き、次の審議を行います。
  - (1) 運営の基本方針と役員決定
  - (2) 予算、決算の承認
  - (3) 役員会で必要と認めた事項
  - (4) 必要に応じて会則の改定議決は出席者の過半数の賛成をもって有効とします。  
議長は会長が務め、賛否同数の時は議長が決定します。
3. (役員会) 役員会は原則として月一回開き会務の処理に当たります。

#### 第5章 行 事

1. (山行) 山行計画案は役員が提出し、実地山行計画及びリーダーは役員会で決定し発表します。
2. (会報) 毎月発行を原則とし、山行計画、山行報告、お知らせその他の必要事項を記載します。
3. (例会) 例会は年3回乃至4回開き、会員相互の親睦、交流を図るとともに会行事周知徹底を図ります。

#### 第6章 会 計

1. (経費) 本会の経費は入会金、会費、寄付その他の収入により賄います。
2. (会計年度) 本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとします。
3. (会員の納入金) 会員は入会金及び会費を納めるものとします。
  - (1) 入会金、会費の金額は総会で決定します。
  - (2) 会費は4月から翌年3月までの一年度分又は入会月から3月までの年度内分の全納とします。
  - (3) 中途退会の場合の会費は原則として返却しません。
  - (4) 夫婦会員のうち1名のみ会費は半額とし会報は呈しません。

## 第7章 雑 則

1. (山行事故) 本会山行中の事故に関する一切の費用は事故者の負担とします。  
但し本会として必要な措置をとります。  
本会は会員の任意加入によるスポーツ安全保険への加入手続きをおこないません。
2. (細則) 本会は会則の附則として細則を定めるものとします。

### 東京トレッキングクラブ細則

1989年4月制定

2000年3月改定

2018年4月改定

1. 山行計画者はその山行のリーダーとなります。  
但しやむを得ない事情で本人からの申し出のあった場合は、役員会又は会長が検討の上リーダーを変更する事ができます。又役員会及び会長並びにリーダーはサブリーダーを任命することが出来ます。サブリーダーはリーダーを補佐するものとします。
2. 山行計画者は役員会の定めた期日までに山行計画書を提出するものとします。
3. 山行のリーダーは役員会で山行報告を行い、役員会の定めた期日までに山行報告書を提出するものとします。
4. 山行のメンバーはリーダーの指示に従うものとします。
5. 高山植物、野草の採取は禁止します。また山菜の採取も山村住民の生活圏内では禁止します。
6. 行動中の飲酒は役員会で定めた懇親山行等の例外的な山行以外は禁止します。
7. 会員は自己の体力、技能に応じた山行計画に申し込むものとします。
8. 山行の遂行に支障をきたすとリーダーが判断した場合は、リーダーの権限において山行参加希望の会員の参加を断ることができます。
9. 山行中は参加者全員が原則として同一行動をとるものとする。但し、やむを得ない事情で参加者がパーティを離脱する場合、離脱後のパーティの行動についてはリーダーの判断に従う。
10. リーダーは登山開始前にその山で定められている箇所に登山届を提出すること。  
(登山届提出箱が無い場合はこの限りでない)
11. 下山後、速やかに下山したことを電話、携帯電話、携帯メールのいずれかで会長に報告する事
12. 天候等の事情により山行日を変更する場合、リーダーは事前に会長に届け出ること。